

不登校児童生徒の相談支援ガイド（リーフレット）の活用について

令和3年4月 山形県教育庁
生涯教育・学習振興課
義務教育課

1 作成の背景

- (1) 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されました。不登校児童生徒への支援の在り方についても、文部科学省の通知により、児童生徒の将来の「社会的な自立」を目標に、いわゆるフリースクール等の民間も含めた様々な機関との連携強化等の新たな視点が示されました。
- (2) 県内不登校児童生徒数の1,000人あたりの人数は、全国平均を下回っているものの、ここ数年を見ると増加傾向にあります。不登校等児童生徒が抱える背景も複雑化・多様化しています。個の状況に応じた適切な相談や支援を行うために、学校単独での対応から、民間支援団体、教育支援センターをはじめとした様々な機関との連携が一層求められています。

2 作成のねらい

以下の3点を先生方に理解・活用していただくことをねらい、作成しました。

- ① 児童生徒の将来の社会的な自立を促すためには、個々の状況により「学校に登校すること」を目標とする他にも様々なアプローチがあり、本人や家族を支援する関係機関や民間支援団体があること。
- ② 学校を核としながら、不登校児童生徒を支える関係機関や民間支援団体が、児童生徒の社会的な自立という目標に向けて、ともに連携して支援を行うこと。
- ③ 不登校児童生徒の家族との面談時に、本リーフレットを活用することで、本人や家族が相談や支援を受けられる学校以外の機関や団体に関する情報提供ができること。

3 活用のポイント

◆ 1 ページ

児童生徒の将来の社会的な自立をめざした、学校や関係機関、民間支援団体との連携推進を図っていきます。

学校を核として、不登校児童生徒を支える機関や民間支援団体等を示すとともに、それらの概要を説明しています。

県のHPへリンクするQRコードを掲載しました。他部局での取り組み情報を知ることができます。

みんなで支え合おう！
不登校児童生徒の相談支援ガイド
山形県教育委員会

不登校児童生徒への支援には、「学校に登校する」ことを目標とする他にも様々なアプローチがあります。将来の社会的な自立に向けて、学校や不登校児童生徒を支える関係機関、フリースクールや親の会などの民間支援団体等が連携を図り、「本人の考えを大切にしながら」へのサポートが求められています。
本リーフレットは、一人でも多くの児童生徒やそのご家族への支援をのぞいて作成しました。

- 教育委員会**
教育支援センター（通称指導教室）
○支援対象……小中学生
○支援のねらい
・在籍校や保護者との連携を図りながら、学校生活への復帰を目指して支援を行います。
・個別指導と併せ、集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善に向けた相談・指導により、社会的な自立を促します。
スクールソーシャルワーカー（SSW）
SSWは社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持つ福祉の専門家や教育委員会や教育委員会に設置され、学校に派遣されています。学校や家庭からの相談を受け、子どもの状況を把握し、県や市町村の関係機関と連携して支援を行います。
- 県・市町村の子どもに関する相談窓口**
◆県
・教育センター 教育相談ダイヤル、教育相談メール
24時間子どもSDSダイヤル
・県教育庁 生涯教育電話相談「ふれあいホットライン」
・子ども家庭支援センター「チャイロ」（東江山市）
・児童福祉センター「シラカ」（鶴岡市）
・県福祉相談センター（中央児童相談所）（山形市）
・区内児童相談所（鶴岡市）
・自立支援センター 県立（精神保健福祉センター）（山形市）
・村山・最上・置賜・庄内・山形市の各保健所
・発達障がい者支援センター（上山市）
・県児童相談センター（山形市）
詳細については最終ページを参照ください。
◆市町村
子どもに関する相談窓口が設置されており、相談を受けることができます。詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。
- 親の会**
不登校の子を持つ保護者どうしが情報交換したり、交流したりすることができます。
- スクールカウンセラー（SC）**
SCは臨床心理士などの資格を持ち、学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行います。
- フリースクール等民間支援団体**
○本人支援
・居場所支援・学習支援・訪問支援・就労支援、就労体験など
○家族支援
・来所および電話相談・親の会（家族会）への参加など
児童生徒との面談を通して個の状況に合わせた支援を行っています。中学校・高校卒業後も継続して支援を受けられることも特徴の一つです。
- 若者相談支援拠点**
村山・最上・置賜・庄内の4地域に、県と民間団体が協働して設置している相談窓口です。社会参加目標を有する若者やその家族を対象に、相談対応のほか、居場所支援や体験活動など、それぞれの拠点が特色ある取組みをしています。
- 地域若者サポートステーション**
厚労省委託の支援機関で、村山・置賜・庄内の3か所に設置されています。働くことに踏み出せない若者とじっくり向き合い、本人や家族の方だけが決められない「働き出し方」を引き出し、「職場に定着するまで」を支援します。
- 医療機関**
（心療内科・精神科など）
医師による外来診察だけでなく、精神保健福祉士、臨床心理士などによる本人とのカウンセリング、心理検査などを行い、学校復帰や生活の自立に向けた助言を受け取ることができます。家族もサポートを受けられる機関もあります。

4ページに連絡先を記載しています。

